

こまの認定こども園運営規程

制定日：平成 29 年 4 月 1 日

(施設の名称等)

第 1 条 社会福祉法人あかつき会が設置する保育所型認定こども園の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 こまの認定こども園
- (2) 所在地 岐阜県海津市南濃町駒野 4 6 7 番地

(施設の目的)

第 2 条 こまの認定こども園（以下「当園」という。）は、認定こども園として適切な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定め、当園を利用する小学校就学前の子ども（以下「園児」という。）に対し、適正な教育・保育を提供することを目的とする。併せて、保護者等に対して子育ての支援を行う。

(運営の方針)

第 3 条 当園は、良質な水準かつ適切な内容の教育・保育の提供を行うことにより、全ての子どもが健やかに成長するために適切な環境が等しく確保されることを目指す。

- 2 当園は、園児の意思及び人格を尊重して、常に園児の立場に立って、教育・保育を提供するよう努める。
- 3 当園は、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、都道府県、市町村、小学校、他の特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業を行う者、他の児童福祉施設その他の学校又は保健医療サービス若しくは福祉サービスを提供する者との密接な連携に努める。
- 4 当園は、園児の人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、従業員に対し、研修を実施する等の措置を講ずるよう努める。

(提供する特定教育・保育の内容)

第 4 条 当園は、子ども・子育て支援法、その他関係法令等を遵守し、幼保連携型認

定こども園教育・保育要領を踏まえ、保育所保育指針に基づき、園児の心身の状況等に応じて、教育・保育を提供する。

(保護者に対する子育て支援の内容)

第5条 当園における保護者に対する子育ての支援は、保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本認識の下に、子育てを自ら実践する力の向上を積極的に支援するものとする。

2 当園は、教育及び保育に関する専門性を十分に活用し、子育て支援事業のうち、その所在する地域における教育及び保育に対する需要に照らし当該地域において実施することが必要と認められるものを、保護者の要請に応じ適切に提供し得る体制の下で行うものとする。

3 当園は、保護者に対する子育ての支援において、地域の人材及び社会資源の活用を図るよう努める。

(職員の職種、員数及び職務の内容)

第6条 当園が教育・保育を提供するに当たり、職員の職種及び職務内容は次のとおりとする。員数については、別表1のとおりとする。

(1) 園長

園長は、教育・保育の質の向上、職員の資質の向上に取り組むとともに、職員の管理及び業務の管理を一元的に行う。

(2) 副園長

副園長は、園長の職務を遂行できるよう補佐し、園長事故あるときはその職務を代行する。

(3) 主任保育士

主任保育士は、園長を補佐するとともに、計画の立案や利用子どもの保護者からの育児相談、地域の子育て支援活動及び保育内容について他の職員を統括する。

(4) 保育士

保育士は、保育課程及び指導計画の立案をし、その課程及び計画に基づきすべての園児が安定した生活を送り、充実した活動ができるよう保育を行う。

(5) 調理員

調理員は、献立に基づく調理業務及び食育に関する活動を行う。

(6) 栄養士

栄養士は、子どもの発達段階に応じた離乳食、乳幼児食、幼児食に係る献立を作成するとともに、当園全般の食育を行う。

(7) 事務職員

事務職員は、当園の事務を行う。

(8) 看護師

看護師は、海津市から委託を受けた病児・病後児保育を行う。

(9) 園医

園医は、園児の定期健康診断を行い、園児の心身の健康管理を行うとともに、職員及び保護者への相談・指導を行う。

(10) 園薬剤師

園薬剤師は、園の環境衛生の維持・改善に関する指導助言、職員及び保護者への相談・指導を行う。

(11) 非常勤運転士

非常勤運転士は、園児送迎バスの運転業務を行う。

(教育・保育を行う日)

第7条 当園の教育・保育を提供する日は、月曜日から土曜日までとする。

2 当園は、前項の規定に関わらず、次に掲げる事項に当てはまる場合は休業日とする。

(1) 教育標準時間認定子どもに係る休業日

ア 土曜日

イ 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

ウ 年度末休業（3月27日から3月31日まで）

エ 年度初休業（4月1日から4月4日まで）

オ 夏季休業（8月8日から8月16日まで）

カ 冬季休業（12月27日から1月7日まで）

(2) 保育認定子どもに係る休業日

ア 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

イ 年始休日（1月2日及び1月3日）

ウ 年末休日（12月29日から12月31日）

3 当園は、前2項の規定に関わらず、教育・保育の提供を行う上で必要がある又はやむを得ない事情があるときは、あらかじめ園児の保護者に情報提供を行い、前項に規定する休業日に教育・保育を提供することがある。

4 当園は、非常災害その他急迫の事情があるときは、教育・保育の提供を行わないことがある。

(教育・保育の提供を行う時間等)

第8条 教育・保育を提供する時間は、次のとおりとする。

(1) 保育標準時間認定に係る保育時間(11時間)は、午前7時00分から午後6時00分の範囲内で、園児の保護者が保育を必要とする時間とする。

(2) 保育短時間認定に係る保育時間(8時間)は、午前8時00分から午後4時00分の範囲内で、利用子どもの保護者が保育を必要とする時間とする。

(3) 教育標準時間は、午前8時30分から午後2時00分とする。

2 当園の開所時間は、次のとおりとする。

(1) 月曜日から金曜日 午前7時00分から午後7時00分。

(2) 土曜日 午前7時00分から午後5時00分。

3 当園は、保育認定子どもが、やむを得ない理由により、保育標準時間認定に係る保育時間(11時間)及び保育短時間認定に係る保育時間(8時間)の前後に保育を希望する場合には、開所時間内において延長保育事業を実施することとする。

4 当園は、教育標準時間認定子どもが、やむを得ない理由により、教育時間の前後に保育を希望する場合には、開所時間内において預かり保育を実施することとする。

(利用者負担その他の費用等)

第9条 当園は、園児の居住する市町村が定める額の利用者負担額を園児の保護者から徴収する。

2 当園においては、教育・保育を提供するにあたり、別表2に掲げるものについて園児の利用に応じて、保護者から負担額を徴収する。

(利用定員)

第10条 利用定員は、別表3のとおりとする。

(利用申込みに対する正当な理由のない提供拒否の禁止等)

第11条 当園は、教育標準時間認定子どもの保護者から利用の申込みを受けたときは、正当な理由がなければ、これを拒まない。

2 教育標準時間認定子ども（1号子ども）について、利用定員を超える入園の申し込みがあった場合には、抽選、申込みを受けた順序により決定する方法、当園の教育理念に基づく選考等、事前に施設の管理者が定めて保護者に明示した公正な方法により選考する。

3 前項の選考の方法その他入園に必要な手続きは、毎年度、募集要項を定めて明示する。

(利用の開始、終了に関する事項及び利用に当たっての留意事項)

第12条 教育・保育の提供の開始に際しては、あらかじめ、重要事項を記載した書面により、園児の保護者とその内容を確認し、同意を得る。

2 当園の園児が次のいずれかに該当するときは、教育・保育の提供を終了するものとする。

(1) 子ども・子育て支援法第19条第1項第1号から第3号に規定する小学校就学前子どもの区分に該当しなくなったとき。

(2) 利用子どもの保護者から当園の利用に係る取消しの申出があったとき。

(3) 市が当園の利用継続が不可能であると認めたとき。

(4) その他、利用継続において重大な支障又は困難が生じたとき。

(緊急時等における対応方法)

第13条 当園の職員においては、教育・保育の提供を行っている園児に体調の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに当該園児の保護者又は医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講ずる。

(非常災害対策)

第14条 当園は、非常災害に関する具体的な計画を立て、防火管理者を定め、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に職員に周知するとともに、定期的な避難及び救出その他必要な訓練を実施する。

(虐待の防止のための措置)

第15条 当園は、園児の人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、その職員に対し、研修を実施する等の措置を講ずるよう努める。

(安全対策と事故防止)

第16条 当園は、安全かつ適切に、質の高い教育・保育を提供するために、事故防止・事故対応マニュアルを策定し、事故を防止するための対策を講じる。

(健康管理・衛生管理)

第17条 当園では、園児に対する健康診断を、学校保健安全法に規定する健康診断に準じて実施する。

2 当園は、感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、衛生管理を適切に実施し、感染症及び食中毒の予防に努める。

(給食)

第18条 園長は、園児の給食を行うにあたって、次の事項を実施しなければならない。

(1) 献立の作成には、栄養、カロリー、嗜好等に留意すること。

(2) 献立表は、1ヶ月毎に作成すること。

(3) 食品の調理加工及び貯蔵は、清潔で衛生的な環境で行うこと。

(4) 食器類の消毒は、その都度行うこと。

(5) 保存食は、 -20°C 以下で2週間以上保存すること。

(6) 検食は毎食行い、その結果を記録すること。

(7) 給食担当者の検便は、毎月1回(6月～9月は2回)以上実施しなければならない。

(秘密保持)

第19条 当園の職員及び職員であった者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た園児又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 当園は、小学校、他の特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業を行

う者その他の機関に対して、園児に関する情報を提供する際には、あらかじめ文書により園児の保護者の同意を得る。ただし、特段の理由がある場合もしくは別に定めのある場合は除く。

(苦情解決)

第20条 当園は、その提供した教育・保育に関する苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じる。

2 当園は、前項の苦情を受付けた場合には、当該苦情の内容等を記録する。

3 当園は、市からの求めがあった場合は、市が行う調査に協力するとともに、市から指導又は助言を受けたときは、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

4 当園は、市からの求めがあった場合は、前項の改善の内容を市に報告する。

(記録の整備)

第21条 当園は、教育・保育の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存する。

(1) 教育・保育の提供に当たっての計画

(2) 教育・保育に係る必要な事項の提供の記録

(3) 保育所型認定こども園について、海津市が定めた条例等に係る記録

(4) 苦情の内容等の記録

(5) 事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(その他)

第22条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、園長が定める。

附 則

1. この規程は、平成29年4月1日から施行する。

2. この規程の施行に伴い旧駒野保育園管理規程及び旧駒野保育園運営規程は廃止する。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

別表 1 (職員の職種と員数)

職 種	職員数	備 考
園長	1 人	常勤
副園長	1 人	常勤
主任保育士	2 人	常勤
保育士	19 人	岐阜県認定こども園条例最低基準に定める保育士数を下回らない数とする。
調理員	1 人以上	栄養士とあわせて常勤換算値 2 人以上
栄養士	1 人	調理員とあわせて常勤換算値 2 人以上
看護師	1 人以上	病児保育の利用があるときは 1 人以上配置
事務職員	1 人	兼務することができる。
園医	2 人	嘱託 (内科医、歯科医)
園薬剤師	1 人	嘱託
非常勤運転士	1 人以上	園児送迎バスの運転業務

別表 2 (教育・保育の提供に要する利用者負担)

項 目	内容、対象等	金 額
1号 給食費	1号 主食代 500 円副食 4000 円	4,500 円/月
2号 給食費	2号 主食代 500 円副食 4500 円	5,000 円/月
バス利用料	1号、2号、3号こども(0歳児を除く)	1,500 円/月
教材費	ハサミ、クレヨン等の教材(1, 2号)	400 円/月
一時預かり利用料	1号こども(午後 4 時以降の利用)	100 円/時
一時預かり利用料	1号こども(第 7 条の夏季休業の利用)	100 円/時
延長保育料	2, 3号こども(短時間認定、16:00 以降)	100 円/時

別表 3 (利用定員)

	0 歳児	1、2 歳児	3 歳以上児	合計
1 号	—	—	25 人	25 人
2 号・3 号	5 人	29 人	36 人	70 人
合計	5 人	29 人	61 人	95 人